

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

申立期間当時、息子は学生であったので、私が息子の国民年金の手続や保険料の納付を行っていた。

平成9年2月に、社会保険事務所（当時）から、社会保険事務所の職員がA町へ出張して未納保険料を徴収する旨の通知があったので、社会保険事務所の出張先で、未納期間で時効となっていない15か月分の保険料を納付した。

また、後日、納付書が送られてきたので、まだ、時効になっておらず納付できる期間があったのだと思い2か月分の保険料を納付した。

息子の国民年金の記録を調べたところ、平成7年2月から8年2月まで未納になっていることが分かった。15か月分の保険料の領収書は紛失してしまっているが、7年1月分と8年3月分の領収書があり、平成9年分の所得税の源泉徴収の記録にさかのぼって納めた保険料額が記載されているので、7年1月分と8年3月分を重複納付、7年2月から8年2月までの期間を納付していたものと認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の母親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年2月18日にA町で行われた社会保険事務所からの出張相談において、申立期間（7年1月から8年3月まで）の15か月分の保険料17万3,700円を一括で納めた後、郵送されてきた納付書で7年1月及び8年3月の保険料を納めたとしているが、社会保険事務所の平成8年度の出張相談

実施結果によると、当該、A町での出張相談時に収納した件数は9件で、収納総額は20万7,600円であることが確認でき、申立人の主張する保険料額17万3,700円を収納した場合、残りの金額は3万3,900円となり、当時の1か月の保険料額からみて、8件分の保険料収納ができたとは考えられないことから、申立人が出張相談時に7年1月から8年3月までの15か月分の保険料を一括で納めたとは考え難い。

しかしながら、申立人は、申立期間の前後で納付済みである平成7年1月及び8年3月の領収書を所持しており、それを見ると、当該期間に係る納付書は、上記の出張相談日の翌々日(8年2月20日)にオンライン機器により作成されていることが確認できることから、社会保険事務所で出張相談後に作成した納付書は7年1月から8年3月までの15か月を分割したものであり、その分割された納付書の一部で、7年1月及び8年3月の保険料が納付されたものと推認できる。

また、申立人は、平成9年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿を所持しており、同徴収簿の社会保険料控除欄に記載されている過年度分保険料額は、申立期間(7年1月から8年3月まで)の保険料額と概ね一致していることから、申立人が申立期間のうち、7年2月から8年2月までの国民年金保険料を過年度納付書により納付していたとしても不自然ではない。

一方、既に記録上も納付済みとなっている平成7年1月及び8年3月については、上記の分割した納付書以外に納付書が作成され、重複して納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年3月まで

私は、結婚した昭和58年11月ごろ、A市役所で、住民票の異動手続などに併せて、国民年金の加入手続を行った。

また、夫婦一緒に免除申請していたにもかかわらず、私だけ免除の記録とされていない。保険料を納付できない収入だったので、市役所の窓口で免除の手続を行った。その後、毎年、夫と交代で免除の申請をしていた。手帳も何冊かあったが、離婚の時、何冊か紛失してしまった。しかし、前夫の姓の年金手帳があったことをはっきりと覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その前夫と一緒に免除の申請を毎年行っていたと強く主張しているところ、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間については、申立人の前夫は申請免除期間である。

また、B市によると、保険料の免除については、世帯単位の所得を基礎として承認の審査を行うことから、申請者が手続を行う際には、一般的に、その配偶者の免除も可能であることを教示していたとしており、同一世帯の申立人についても承認の要件を満たしていたものと考えられる上、複数回にわたる前夫の免除更新手続のすべてにおいて、申立人の申請のみを欠いたとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続について、婚姻時に伴う各種の手続の記憶と結びつけて具体的に記憶している上、氏名が前夫の姓で記載された年金手帳を所持していた記憶を有しており、申立人が加入手続を行い、申立人に

対して国民年金手帳記号番号が払い出された可能性がうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人元夫婦の入籍日は58年12月*日であり、結婚前の時点である昭和58年度の当初において、申立人についても免除の申請が行われたものとは考え難い。また、申立期間のうち、60年4月から同年6月までの期間については、申立人の前夫も未納期間とされており、A市からB市への転居に伴い、免除申請の手續が遅れたものと推認され、申立人のみが免除されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 5 月に会社を退職した後、夫婦で店を経営するようになり、共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。その後は、会社組織又は個人事業で店の経営を行ってきたが、厚生年金保険に加入していない時は国民年金保険料を未納無く納付してきた。

しかし、ねんきん特別便で自分の年金記録を確認したところ、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの 1 年間で未納とされていることが分かった。未納なく保険料を納付してきたはずなのに、なぜ、私が 1 年間未納とされているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 7 月に連番で払い出されており、申立人は、それ以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後は国民年金保険料が納付済みである上、元妻の当該期間の国民年金記録も納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて店を経営しており、国民年金保険料を納付する上での経済的な問題もみられなかったものと考えられることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
私の結婚前の国民年金保険料については、私の母親が納付してくれていた。昨年、テレビなどで年金記録問題が取り上げられたので、社会保険事務所(当時)に年金記録の確認に行ったところ、途中の2年間の記録が抜けていることが分かった。当時、私が住んでいる集落の地域性や両親の性格を考えると、この2年間の記録が抜けていることに納得できないので、もう一度しっかり調べてほしいと思い、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の結婚前の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の父親と共に、昭和36年4月から国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の父親は、申立期間当時、定額保険料に加えて付加保険料を納付しているなど、両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である上、オンライン記録によると、申立期間の直前の59年3月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間以降の国民年金保険料はすべて納付済みであり、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付していたと考えても不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月
② 平成5年3月

20歳を迎えたころ、役所から加入勧奨の書類が送られてきた。直ちに加入手続を行わなかったが、母親の強い勧めもあって、平成6年2月ごろに国民年金に加入した。その翌月、それまで貯めておいた定期預金を元に、前年度1年間の保険料を一括で納付した。さらに、前々年度の4年6月から5年3月までの保険料については、当時、私は家業を手伝っており、アルバイト料をもらっていたので、その中から、毎月25日に1か月分の保険料9,700円を母親に渡し、母親が金融機関で納付してくれていた。

平成19年4月にねんきん特別便が送られてきて、初めて2か月分の未納期間があることを知った。申立期間の保険料は間違い無く納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成6年2月ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料については、さかのぼって納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、同月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたと推認され、この時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立内容とも一致する。

さらに、申立期間の前後は保険料が納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の2か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年3月まで

私は、結婚後の生活に余裕が出てきた昭和52年に、将来のことを考えて、自らの意思で国民年金に加入し、保険料を納付し続けてきた。しかし、夫の転勤のため、A市からB市に引っ越した後の期間が未納とされている。

A市を転出前に、それまでの保険料を納付し、B市でも、国民年金の記録がつながるように手続を行い、国民年金保険料を納付した。まとめて納付した記憶もある。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年7月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、昭和59年11月にA市からB市に転入した後、しばらくしてB市で国民年金の手続を行い、転入したところの保険料について、まとめて納付した記憶があるとしているところ、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金に係る住所変更の届出は60年6月に行われたことが確認できる上、B社会保険事務所（当時）によると、このような場合においては、申立期間の納付書を送付していたとしており、申立人の主張と一致している。

さらに、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年3月まで

私は、年金の大切さを知っていたので、結婚後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口担当者から、任意加入との説明を受けた。また、国民年金手帳を受け取った記憶は無く、領収書をもらったことと、1か月の保険料額は100円だったことをはっきり覚えている。それ以降は、自宅に訪問する集金員に保険料を納付していた。

60歳になる前、社会保険事務所（当時）で、65歳から受給できる国民年金の金額を教えてもらった。窓口担当者は、昭和40年からの国民年金の加入期間で試算をしてくれた。ところが65歳になってみると、その時に聞いた金額を満たしておらず、再度、相談に行ったところ、申立期間が未納とされていることを知った。

申立期間についても保険料を納付しており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、その発行日は、昭和43年3月19日であることが確認できる上、オンライン記録、国民年金被保険者原票及びA市が保管する被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、同日に任意加入した旨記録されていることから、申立人はこのころに新規に任意加入手続を行ったものと推認できる。しかしながら、オンライン記録、国民年金被保険者原票及び被保険者名簿のいずれにおいても、強制加入の被保険者としての資格取得日が40年9月1日にさかのぼって設定され、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるにもかかわらず、申立期間は強制加入期間とされている。この点について、同市では、「被保険者が任意加入以前の保険料の納付を希望した場

合に、その加入手続前の期間を納付できるように、強制加入の被保険者として資格を取得させ、納付書を発行した可能性が考えられる。」としていることから、制度上、納付書が発行されない任意加入以前の申立期間について、納付書が発行された可能性がうかがえる。

また、申立人は、加入手続時に保険料を納付し、領収書を受け取ったとして、その領収書の紙質、大きさの記憶は、当時の過年度納付書・領収証書の様式とおおむね一致していることから、申立人は、上記の納付書により、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年4月までの国民年金保険料（47年10月から50年4月までの期間については付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年4月まで

申立期間の年金記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間を含む昭和42年4月から51年9月までの保険料8万5,500円については、還付していると回答された。

私にはこの還付について覚えは無く、還付された理由も分からない。申立期間について、納付記録が復活するよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者原票によると、申立期間については、保険料がいったん納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、昭和42年4月10日資格取得、同年7月1日資格喪失、その後、同一事業所において、50年5月1日資格取得、53年4月1日資格喪失とされており、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間とされていないが、還付整理簿によると、申立期間を含む42年4月から51年9月までの国民年金保険料（47年10月から51年9月までの期間については付加保険料を含む。）が還付されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者とされていない期間について誤って還付手続が行われたことが認められることから、申立期間については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料（昭和47年10月から50年4月までの期間については付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年12月31日から17年1月1日までの期間を含むA社における被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月31日から17年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、16年12月31日から17年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

また、申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額34万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成16年12月31日から17年1月1日まで

私は、A社に平成16年12月31日まで勤めていたので、資格喪失日を退職日の翌日の17年1月1日に訂正してほしい。また、16年12月に賞与が支給されているのに記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の申立期間②を含むA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月31日から17年1月1日ま

での期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された在籍証明書及び平成 16 年 12 月分給与控除一覧表並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に同年 12 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の平成 16 年 12 月分給与控除一覧表及びA社に係る社会保険事務所（当時）の同年 11 月の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 12 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

2 申立期間①については、A社が保管する平成 16 年分所得源泉徴収簿（給与台帳）から、申立人は、申立期間①において、その主張する標準賞与額 34 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を社会保険事務所へ提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額 34 万 6,000 円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成14年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年1月1日まで

私は、平成13年5月にA社（現在は、B社）に入社し、現在も同社に在職中であるが、同年11月に、A社から同社の系列会社であるC社に転籍した際の厚生年金保険被保険者期間が2か月欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社によると、申立人は平成13年5月21日から現在に至るまで同社に継続して勤務しており、同年11月1日に系列会社であるC社の設立に際して同社に異動したが、申立期間に係る給与計算事務については、親会社であるA社が行っていたとしている。

また、B社が保管する給与明細書及び賃金台帳を見ると、申立人は、平成13年11月分及び同年12月分の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、B社によると、A社が新たに設立したC社の厚生年金保険の新規適用の届出が遅れたことにより、申立人の厚生年金保険被保険者期間に2か月の欠落が生じたものであり、本来であれば、申立人に係るA社における資格喪失日もC社の新規適用の届出日と同様に、平成14年1月1日とすべきであったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する給与明細書及びA社に係る社会保険事務所（当時）の平成13年10月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、親会社であるA社の資格喪失日に係る誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和50年4月から同年7月までを16万円、同年8月を19万円、同年9月から51年2月までを15万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月16日から51年3月1日まで

A社に、昭和48年10月から51年2月まで勤務していたにもかかわらず、加入期間は50年4月までとなっている。給与明細書にも厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社は、昭和50年9月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）旨の処理がされている上、申立人は同社において同年4月16日に資格喪失したとされているが、申立人が所持している同社に係る同年9月から51年2月までの給与明細書を見ると、各月について、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録を見ると、昭和48年10月5日に資格取得し、50年10月31日に離職したことが確認できるところ、複数の元同僚は、「建て替え途中の50年に近隣住民の反対にあい、建て替えができなくなり、全員解雇となった。労働組合で闘争し、51年に解雇を撤回し、円満退職で合意し解決した。申立人は闘争中、労災中という理由で賃金を受け取っていた。」、「社屋を建て替えようとした時に、近隣住民が反対運動をしたため閉鎖することになった。会社全体としては15人くらいの社員がいたと思うが、今度は、閉鎖に反対した組合員が会社に交渉を始めた。私は組合員では

なかったので、早々に退職したが、申立人を含め組合員であった10人くらいの社員は残って、そのまま事業を継続していたはずである。」「申立人に記憶があり、申立人は申立期間にA社に勤務していた。申立期間は組合闘争をしていた時期で、最後の最後まで残っていたのは申立人を含め、5、6人だったと思う。」旨、それぞれ証言していることから、申立人は同社の全喪後及び申立人の資格喪失日後の期間についても継続して勤務しており、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所となるべき期間であったものと認められる。

一方、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、当初、昭和50年8月1日に標準報酬月額変更、同年9月6日に被保険者資格喪失と記載されていた記録を、遡及^{そきゆう}して抹消し、同年4月16日に被保険者資格を喪失した記録に訂正されていることが確認できる。また、昭和50年4月16日に被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、配偶者の扶養開始年月日が51年3月11日、健康保険証返納年月日が同年5月27日、被保険者資格喪失に係る進達日が同年6月15日とそれぞれ記載されていることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、健康保険証返納年月日が昭和51年5月27日と記載されている者が、申立人を含め6人確認でき、被保険者資格喪失に係る進達日が同年6月15日と記載されている者が、申立人を含め5人確認できる上、当該事業所は50年9月6日に全喪しているにもかかわらず、全喪後に被保険者資格を喪失している者が5人（同年9月11日が1人、同年9月29日が1人、同年10月1日が3人）確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和50年4月16日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の所持する給与明細書の記載から51年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和50年4月から同年7月までを16万円、同年8月を19万円、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、同年9月から51年2月までを15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年10月15日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月から40年4月までを2万8,000円、同年5月から41年7月までを4万2,000円、同年8月及び同年9月を4万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月10日から41年10月15日まで

私は、昭和39年4月10日にA社B支店に入社した。当初から厚生年金保険に加入し、保険料も給与から引かれていた。調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、C社（申立人が勤務していたとするA社の前身）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は、昭和39年4月10日から41年10月15日までの期間において、同事業所で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控え及び上記被保険者名簿の記録から、昭和39年4月から40年4月までは2万8,000円、同年5月から41年7月までは4万2,000円、同年8月及び同年9月は4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（適用事業所名は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和39年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月25日から同年2月1日まで

私は、昭和13年3月30日にA社に入社して以来、定年を迎える58年1月4日までの間、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から毎月控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間が欠落している申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和13年3月30日から58年1月4日までの間、継続して勤務し(39年1月25日に同社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る社会保険事務所（当時）の昭和39年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和47年12月30日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月及び同年7月を2万8,000円、同年8月から44年7月までを3万3,000円、同年8月から45年7月までを3万9,000円、同年8月から46年7月までを4万8,000円、同年8月から47年7月までを6万円、同年8月から同年11月までを6万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から47年12月30日まで

昭和39年3月、A社に入社して、4年目が経過したころに本店がB市に移転したが、私と十数名はC市に残り、私は47年12月まで勤務していた。事務所がB市に移転してから、D社健康保険組合より一年間医療にかからなかったとして頂いた電気スタンド、48年のA社の手帳、47年6月5日の社員旅行の写真等を所持しているため、本店移転後の期間について同社に在籍し、社会保険に加入していたことは確かである。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和48年6月の社員旅行の写真等及び複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間について、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、A社の事業所の整理記号「*」の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和39年3月21日に同社で被保険者資格を取得し、43年6月1日に「組合編入」と記載されていることが確認できるところ、オンライン記録により、当該事業所の健康保険は、同日にD社健康保険組合に編入していることが確認できる。

さらに、A社の組合編入後の事業所の整理記号「*」により管理されている厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の氏名及び生年月日が記載されている同原票が確認でき、当該原票には、昭和43年6月1日に被保険者資格を

取得し、47年12月30日に同資格を喪失している旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和43年6月及び同年7月を2万8,000円、同年8月から44年7月までを3万3,000円、同年8月から45年7月までを3万9,000円、同年8月から46年7月までを4万8,000円、同年8月から47年7月までを6万円、同年8月から同年11月までを6万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和20年11月20日から21年4月1日までの期間及び24年6月20日から25年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を20年11月20日、同社C支店における資格取得日に係る記録を24年6月20日に訂正し、20年11月から21年3月までの期間に係る標準報酬月額を120円、24年6月から25年5月までの期間に係る同月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年11月20日から21年4月1日まで
② 昭和24年6月20日から25年6月1日まで

私が、A社B支店に入社したのは昭和20年11月20日からであり、同社C支店に転勤して勤務したのは24年6月20日からである。どちらも継続して勤務したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する健康保険被保険者証、転勤辞令、A社が保管する人事記録、雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和20年11月20日に同社B支店に入社、24年6月20日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録から120円、申立期間②に係る同月額については、同社C支店に係る25年6月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から24年5月1日まで

私は、申立期間にA社C支店からB支店に転勤して勤務し、厚生年金保険に加入したはずである。同僚のD氏と一緒に転勤し、勤務したので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年9月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和43年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月24日から同年10月23日まで

私は、昭和43年9月ごろにA社C支店から同社D支店へ転勤となったが、年金記録では、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年9月24日、同社D支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年10月23日とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、昭和42年3月16日から現在に至るまで同社に継続して勤務（43年9月22日に同社C支店から同社D支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和43年10月のA社D支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年4月まで

私は、平成4年12月に会社を退職してからA社に勤務するまでの間に国民年金の加入手続をし、同会社を在職中に国民年金保険料の未納の葉書が届いたので、町役場で保険料を納付した。

また、平成12年に結婚して転居した市役所で、年金記録の漏れは無いという回答をされているにもかかわらず、今回の年金記録問題があって、社会保険事務所（当時）で年金記録の照会をしたところ、4年12月から5年4月までの期間の年金記録が確認できないという回答があった。納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

市の被保険者台帳によると、申立人は、平成9年1月から導入された基礎年金番号で10年1月27日に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間に係る記録が見当たらず、これはオンラインの記録と一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、申立人が所持している年金手帳には、上記の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号の記載が無く、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、平成4年12月ごろに申立人の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った具体的な時期を記憶していない上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年3月までの期間及び平成7年4月から13年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から60年3月まで
② 平成7年4月から13年9月まで

私は、昭和55年3月に結婚し、56年1月に子供ができたのを機に国民年金保険料を納めることにした。保険料の納付方法は、55年4月から60年3月までの期間については、私名義の口座から、平成7年4月から13年9月までの期間については、夫名義の口座から現金を引き出し、主に私が、市役所の窓口や郵便局、信用金庫等で保険料を納付していた。支払いが困難な時は余裕がある時に一括納付したこともある。昭和58、59年ごろ、市の年金課から再三、口座振替の手続をするよう指導されたので、59年12月に私が国民年金保険料の口座振替手続をし、60年4月から61年12月までは口座振替により、保険料を納付している。

申立期間について、主に私が、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関等で納付していたのに、記録が無いことに納得できない。手元に残っていた預金通帳、確定申告書等の資料を添付するので参照して適切な判断をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その夫の分の保険料相当額を信用金庫の預金から、申立人の分の保険料相当額を郵便貯金から、それぞれ出金して、二人分の保険料を一緒に納付していたとしているものの、当該預貯金通帳の写しを見ると、両方の出金日が一致することは一度も無く、出金額とそれによって納付したとする保険料額が完全に一致することも一度も無いことが確認できる。

また、申立人は、最初の保険料を市の窓口で、さかのぼって納付（過年度納付）したとしているものの、市によると、過年度分の保険料を窓口で収納することは無いとしている。

さらに、市によると、昭和 61 年 3 月分までの保険料納付単位は原則 3 か月の期別ごとであり、期別によらない納付については、特別に納付書を作成する必要があったとしているところ、申立人が保険料に充てたと主張する郵便貯金の口座からの出金額は、期別ごとの保険料額に対応しておらず、また、申立人は特別に納付書を作成してもらった記憶も無いとしており、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

申立期間②については、申立人は、今回の申立てに際して、その夫に係る平成 9 年分から 12 年分までの確定申告書控えを二度提出している。しかしながら、20 年 9 月 8 日に社会保険事務所（当時）において申立てが受け付けられた際に提出された確定申告書控え（コピー）を見ると、社会保険料控除欄に記載されているそれぞれの年の金額は、申立人が国民年金保険料の支払いに充てたとするそれぞれの該当年の出金額及び国民年金保険料額より低額となっており整合性はうかがえない上、21 年 10 月 13 日に当委員会事務室において提出を受けた当該確定申告書控え（原本）の記載内容を見ると、最初に提出された確定申告書控え（コピー）と相違^{びょう}しており、修正された痕跡が見られるなど、確定申告書控え（原本）に信憑性があるとは言い難い。

また、申立人は、申立期間②の始期である平成 7 年 4 月当時、夫の自営業が軌道に乗ったので国民年金保険料を納付することにしたとしているものの、同年 3 月 8 日に、申立人の夫は、市において、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する中小企業者の認定を受けていることが確認できる。

このほか、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているものの、申立人夫婦に係る国（厚生労働省）及び市の記録によると、申立期間①及び②は未納であり、申立期間は合計 138 か月と長期間である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年3月までの期間及び平成7年4月から13年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から60年3月まで
② 平成7年4月から13年9月まで

私は、昭和55年3月に結婚し、56年1月に子供ができたのを機に国民年金保険料を納めることにした。国民年金保険料等の支払いのために金融機関に口座を開設し、57年8月にその口座から現金を引き出し、私の妻が、55年4月までの保険料をさかのぼって納付した。その後は、主に妻が、口座から現金を引き出し、市役所の窓口や金融機関で保険料を納付していた。支払いが困難な時は余裕がある時に一括納付したこともある。昭和58、59年ごろ、市の年金課から再三、口座振替の手続をするよう指導されたので、59年12月に妻が国民年金保険料の口座振替手続をし、60年4月から61年12月までは口座振替により、保険料を納付している。

申立期間について、金融機関の私名義の口座から現金を引き出して、主に妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたのに、記録が無いことに納得できない。手元に残っていた預金通帳、確定申告書等の資料を添付するので参照して適切な判断をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その妻が申立人の分の保険料相当額を金融機関の預金から、申立人の妻の分の保険料相当額を郵便貯金から、それぞれ出金して、二人分の保険料を一緒に納付していたとしているものの、当該預貯金通帳の写しを見ると、両方の出金日が一致することは一度も無く、出金額とそれによって納付したとする保険料額が完全に一致することも一度も無いことが確認できる。

また、申立人は、その妻が最初の保険料を市の窓口で、さかのぼって納付（過年度納付）したとしているものの、市によると、過年度分の保険料を窓口で収納することは無いとしている。

さらに、市によると、昭和 61 年 3 月分までの保険料納付単位は原則 3 か月の期別ごとであり、期別によらない納付については、特別に納付書を作成する必要があったとしているところ、申立人が保険料に充てたと主張する金融機関の口座からの出金額は、期別ごとの保険料額に対応しておらず、また、申立人は特別に納付書を作成してもらった記憶も無いとしており、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

申立期間②については、申立人は、今回の申立てに際して、申立人に係る平成 9 年分から 12 年分までの確定申告書控えを二度提出している。しかしながら、20 年 9 月 8 日に社会保険事務所（当時）において申立てが受け付けられた際に提出された確定申告書控え（コピー）を見ると、社会保険料控除欄に記載されているそれぞれの年の金額は、申立人が国民年金保険料の支払いに充てたとするそれぞれの該当年の出金額及び国民年金保険料額より低額となっており整合性はうかがえない上、21 年 10 月 13 日に当委員会において提出を受けた当該確定申告書控え（原本）の記載内容を見ると、最初に提出された確定申告書控え（コピー）と相違^{びょう}しており、修正された痕跡が見られるなど、確定申告書控え（原本）に信憑性があるとは言い難い。

また、申立人は、申立期間②の始期である平成 7 年 4 月当時、自営業が軌道に乗ったので国民年金保険料を納付することにしたとしているものの、同年 3 月 8 日に、申立人は、市において、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する中小企業者の認定を受けていることが確認できる。

このほか、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとしているものの、申立人夫婦に係る国（厚生労働省）及び市の記録によると、申立期間①及び②は未納であり、申立期間は合計 138 か月と長期間である上、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月1日から同年同月22日までの期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、平成6年8月23日から同年12月22日までの期間及び7年1月14日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から同年同月22日まで
② 平成6年8月23日から同年12月22日まで
③ 平成7年1月14日から同年4月1日まで

平成6年6月1日から同年同月22日までの期間については、私は、A社に在籍していた期間が短く、在職時の記憶はほとんど無いが、退職する時、職務上の理由から会社と相談の上、当初の退職日より1か月遅らせたことを記憶している。当時の源泉徴収票を保管しているので、よく調べてほしい。

平成6年8月23日から同年12月22日までの期間については、私は、B社において、正社員として入社したが、体調を崩して休みがちになり退職することになった。勤務期間が短かったため当時の記憶は曖昧であるが、源泉徴収票を保管しているので、調べてほしい。

平成7年1月14日から同年4月1日までの期間については、当時は転職が続いていたため、はっきりとした記憶は無く、保険料が給与から控除されていたことを証明できる資料も無いが、給与から保険料が控除されていたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持するA社の「平成6年分給与所得の源泉徴収票」において、退職日が平成6年6月21日と記載されていることが確

認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は平成6年6月1日から同年7月5日まで、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できるところ、健康保険の任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格喪失日から20日以内に申立人が申請する必要があることとされていることから、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、A社に保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日を平成6年5月31日（社会保険事務所（当時）は同年6月7日受付）から同年6月1日（社会保険事務所は同年6月20日受付）へ訂正していることが確認でき、オンライン記録においても、同様の資格喪失日訂正（それぞれ、同年6月8日処理、同月21日処理）をしていることが確認できる。

さらに、申立人は、新店舗の許可を上司と手がけていたので、上司の指示により退職日がずれることになったとしているが、当該上司に聴取しても当時の状況を記憶していない上、A社が保管している店舗の営業許可証によると、営業許可は平成元年1月27日であり、申立人の記憶とは一致しないなど、申立期間①における勤務実態が確認できない。

申立期間②については、申立人が、平成6年12月末ごろに、B社から受け取ったとする「平成6年分給与所得の源泉徴収票」の記載内容を見ると、i）退職日が6年12月21日と記載されていること、ii）支払金額の記載（158万6,200円）が確認でき、6年7月分の標準報酬月額（注）のオンライン記録（34万円）から考えると、4、5か月分程度の給与支払があったことが推認できること、iii）社会保険料等の金額の記載（20万7,270円）が確認できることから、申立期間②に標準報酬月額34万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことがうかがえるものとなっている。

しかしながら、申立人が、平成6年12月末ごろに、B社から受け取ったとする当該源泉徴収票の様式を見ると、摘要欄に「国民年金保険料等の金額」の記載欄があり、「夫あり」及び「老年者」の記載欄が無く、当該様式は、平成17年度の税制改正により、平成17年分以降に使用されている様式であることが確認できる。したがって、申立人が提出した当該源泉徴収票は、6年当時に存在しない様式であり、申立人から提出された当該源泉徴収票に信憑性（注）があるとは言い難い。

また、当時、B社が加入していた厚生年金基金によると、申立人の当該基金の資格取得日は平成6年7月5日、同資格喪失日は同年8月23日であるとしており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が所持するB社に係る雇用保険被保険者証の「転勤の年月日」欄に「平成 061221」とゴム印が押されているものの、当該事業所の当時の事務担当者及び管轄する公共職業安定所はともに、当該ゴム印を押していないと

している上、申立人のB社における雇用保険被保険者記録は、平成6年7月5日資格取得、同年8月22日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

加えて、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる16人（当時の取締役及び事務担当者を含む。）に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、5人（当時の取締役及び事務担当者を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間②に在籍し厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

申立期間③については、C社（現在は、D社）における雇用保険被保険者記録は、平成7年1月1日資格取得、同年同月13日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する上、D社の担当者によると、同社は申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（7年1月13日離職）を保管しており、雇用保険と厚生年金保険の届出の離職日は一致させていたので、厚生年金保険についても、記録どおりの資格喪失届を提出したとしている。

また、申立人が所持するC社に係る雇用保険被保険者証の「転勤の年月日」欄に「平成 070324」とゴム印が押されているものの、管轄する公共職業安定所は、当該ゴム印を押していないとしている。

さらに、申立期間③当時、D社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる30人（当時の総務部職員を含む。）に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、16人（当時の総務部職員を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間③に在籍し厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月ごろから 59 年ごろまで
② 昭和 59 年ごろから 62 年 5 月ごろまで

私は、昭和 54 年 9 月ごろから 59 年ごろまでの間、A 社に継続して勤務し、59 年ごろから 62 年 5 月ごろまでの間、B 社に勤務していたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 54 年 9 月ごろから 59 年ごろまでの間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する元同僚によると、「勤務期間は不明であるが、申立人が昭和 54 年ごろから勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を有する元従業員 14 人を把握し、聞き取り調査を行った結果、元従業員一人は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言しており、残る元従業員 13 人は、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の勤務期間及び勤務状況を確認することができない。

また、上記の元同僚によると、「健康保険及び厚生年金保険には平成 4 年ごろに希望して加入し、それまでは国民健康保険にのみ加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の被保険者記録は証言と一致する上、A 社の申立期間①当時の事務担当者も、当時は、厚生年金保険については希望者のみ加入させていたとしている。

さらに、A 社によると、申立期間①当時の人事記録等の資料については、

平成3年ごろに事業所を移転した際に整理し残っておらず、申立期間①当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①当時に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和59年ごろから62年5月ごろまでの間、B社において継続して勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚について、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び申立人が業務内容を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する元同僚については連絡先が確認できないため、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する元従業員7人を把握し、聞き取り調査を行った結果、すべての者が「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間②において同社に在籍していたことについての具体的な証言を得ることができない。

また、B社の元事業主によると、同社は既に廃業しており資料も残っておらず、申立期間②当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和50年8月1日から全喪となった平成4年10月31日までの間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 公共職業安定所が保管する申立人に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立期間①及び②以外の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間については、すべて雇用保険の被保険者記録が確認できるが、申立期間①及び②については、同記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成14年1月4日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、平成14年4月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月4日から同年4月1日まで
② 平成14年4月1日から18年9月1日まで

平成14年1月4日から18年9月1日までA社に勤務していた期間のうち、入社後3か月間の年金記録が空白であることと、14年4月1日から18年9月1日までの期間の標準報酬月額と実際の給与支給額に差があるので、調査してください。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与明細書により、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該期間に係る給与明細書を見ると、いずれの月においても厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人が所持する給与明細書により、当該期間においては、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書から確認できる申立期間②の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はそれ以下の金額であることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

また、申立期間②について、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録は、遡及^{そきゅう}して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月6日まで
② 昭和25年2月1日から27年7月31日まで

私は、高等女学校に在学中の昭和18年4月からA社で働いていたが、翌19年6月に当該事業所が疎開したので、B社で働くようになった。担任の先生から、同年10月から女性も厚生年金保険に加入すると説明を受けており、郵便貯金に振り込まれていた給料からは保険料が控除されていたが、空襲によりすべてを失った。

また、昭和21年3月に高等女学校を卒業後、さらに24年3月に専門学校を卒業して、同年8月にC行政機関に臨時職員として就職した。半年後の25年2月からは正規職員として採用され、27年7月31日に退職した。この間、厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されており、緑色の小型の証書を持っていたが、後に国民年金の加入手続を行った時に、町役場職員に厚生年金保険被保険者証は不要と言われ、処分した。

これらの期間について厚生年金保険の記録が欠落しており、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が在籍していた高等女学校の元同級生の証言及び同校の校史から、申立人がB社で働いていたことは推認できるものの、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の被保険者記録を確認することができない。

また、当該元同級生は、「B社では、学生であったので給与をもらっておらず、私には同社に係る厚生年金保険の被保険者記録も無い。また、他の複数の元同級生にも尋ねたが、同じく厚生年金保険の記録が無いと聞いてい

る。」と証言していることから、高等女学校に籍を置きながら同社で勤務していた者は、勤労働員学徒であったと考えられる。

なお、勤労働員学徒については、労働者年金法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない旨が明文化されている。

- 2 申立期間②については、C 行政機関が保管する申立人に係る履歴書及び人事異動通知書から、申立人は、同機関において昭和 25 年 3 月 1 日から同月 31 日まで事務補佐員、同年 4 月 1 日から同年 6 月 29 日まで臨時事務員、同月 30 日に正式採用（27 年 7 月 31 日まで）されたことが確認できる。

しかしながら、C 行政機関が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が勤務していた期間より後の昭和 36 年 2 月 1 日である上、同社の現在の担当者は、「申立人は、25 年 6 月 30 日以降は共済に加入していたようで、共済組合連合会には、申立人に対して退職一時金（7,334 円）が支給された記録があると聞いている。」と回答している。

また、申立期間②のうち、昭和 25 年 2 月 1 日から同月 28 日までについては、上記の履歴書により、申立人は、D 行政機関で勤務していることが確認できるが、当該期間は、同機関の厚生年金保険の新規適用日（44 年 11 月 1 日）前であり、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 8 年 1 月に、A 社に採用され、B 支店に勤務した。同社を選んだのは、以前から同社で働いていた友人に、試用期間も無く入社時から社会保険に加入していると聞いていたからである。

しかし、ねんきん特別便を見ると、私が厚生年金保険に加入したのは、採用された平成 8 年 1 月ではなく、同年 4 月となっていることが分かった。友人に尋ねると、ねんきん特別便には、入社時から厚生年金保険の加入記録が書かれていると言っていたので、私の加入記録が入社時からではないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する従業員名簿から、申立人が申立期間において当該事業所に派遣社員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人と同時期に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元派遣社員 14 人のうち 13 人については、同資格の取得日と従業員名簿による入社日が一致せず、このうち 8 人については、申立人と同様に、入社日から約 3 か月後に同資格を取得していることが確認できる。また、申立人の後輩の元派遣社員についても、オンライン記録により、入社日から 3 か月後に同資格を取得していることが確認できる。さらに、派遣労働者関係の事務を担当していたとする元正社員の一人は、「派遣社員については、6 か月以上の長期派遣の場合（申立人が該当）、3 か月間の試用期間終了後に社会保険の加入手続を行っていた。ただし、派遣社員になる前からアルバイトなどで勤務していた場合などは、試用期間を設けずに最初から厚生年金保険に加入する手続をしていた。」と証言している。これらのことか

ら、同社では、申立期間当時、派遣社員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月25日から33年4月10日まで
昭和28年6月25日から33年4月10日まで、A社に勤務しましたが、30年2月25日以降の年金記録がありません。調査の上、回復をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和33年4月10日まで勤務したと申し立てしているものの、同社は既に廃業しており、事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年1月1日から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した30年2月25日までの間に、被保険者資格を取得している者が51人確認できるものの、申立人が被保険者資格を喪失した後の同年10月までに、このうち42人が被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が、同社を退職時の33年4月において在籍していたと供述する元同僚二人についても、30年7月と同年8月に、それぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、所在が確認できた元同僚11人に照会を行い、6人から回答があったものの、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほ

かに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 3 日から 37 年 12 月 25 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 6 月に、A 社を退職したが、同社では厚生年金保険に加入していないとっていたし、当時は、病気の治療を続けていたので、脱退手当金の請求のために社会保険事務所（当時）に出向いたりすることはできなかった。

脱退手当金裁定請求書に書かれている字は私の筆跡のようだが、請求書を提出して脱退手当金を受け取った覚えは無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、同請求書によると、社会保険事務所は、昭和 44 年 1 月 22 日にこれを受理し、同年 3 月 31 日に脱退手当金を支払い済みであることを示す検認印が押されていることが確認できる。

また、申立人は、脱退手当金の請求手続のために社会保険事務所に出向いた記憶は無いとしているが、脱退手当金裁定請求書に記載されている住所は当時のものであり、署名その他の筆跡は自身のものであることを認めている。

さらに、当該脱退手当金の支給決定前（申立期間②）に申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立期間①と②の間の厚生年金保険被保険者期間（B 社、11 か月）は当該脱退手当金の計算の基礎とされていないものの、当該被保険者期間は、申

立人が年金を受給した平成 21 年 7 月に判明したものであり、脱退手当金が支給決定された当時は、当該被保険者期間に係る申立人の厚生年金保険記号番号が申立期間①及び②の同記号番号と異なっていたことから、上記の請求書に記載されていない当該被保険者期間については、社会保険事務所においても把握できなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月4日から同年5月14日まで

私は、昭和30年1月4日にA社（現在は、B社）に入社し、32年5月11日に退職するまでの間、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が毎月給与から控除されていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年1月4日にA社に入社し、32年5月11日に退職するまでの間、継続して勤務していたとしているところ、申立人は、入社当時の状況及び元同僚の氏名等を詳細に記憶している上、元同僚が所持する申立期間当時の社員旅行の写真に申立人を確認することができることから、申立人は、申立期間に同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社によると、申立期間に係る人事記録等の資料は既に廃棄しており、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除等は確認できないとしている上、申立人が記憶する元同僚7人から聞き取り調査を行ったところ、そのうち6人は、同社に勤務を開始したと記憶する時期よりも厚生年金保険被保険者資格の取得日が遅れているとしており、さらに、そのうち二人は、同社の担当者による被保険者資格の取得届出の遅れにより採用日と資格取得日に相違があり、資格取得するまでは保険料は控除されていなかったと思うとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和30年5月15日に被保険者資格を取得し、32年5月11日に同資格を喪失した旨の記載が確認でき、同社において申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 1 日から 31 年 9 月 30 日まで

昭和 29 年 12 月 1 日から 31 年 9 月 30 日まで A 社に正社員として勤務した期間の厚生年金保険記録がありません。27 年から 31 年までは夜学に通いながら、更に 33 年 2 月の退職に至るまでの計 6 年間はきっちり継続して勤務しており、小企業でしたが社会保障制度は厳守でした。調査をしてください。

第3 委員会の判断の理由

詳細な申立内容及び複数の元同僚の証言により、申立人は直前に勤務した B 社が倒産したことにより、4 人の元同僚とともに A 社に入社し勤務したことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に廃業している上、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B 社から申立人と同時期に A 社に入社した元同僚 4 人について、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同被保険者資格の取得日は、申立人と同様、昭和 31 年 10 月 1 日と確認できる上、同社において同年 5 月 5 日に被保険者資格を取得している元同僚一人は、「私が同年 4 月に入社した数か月後に B 社が倒産し、申立人を含め、数名が A 社に移ってきた。」と証言しており、申立人の主張と一致しない。

さらに、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、13 人の被保険者氏名が確認できるところ、最後に被保険者資格を喪失した申立人及び事業主を含む 9 人全員の資格喪失日が昭和 29 年 12 月 1 日であることが確認でき、同時期に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが認められる上、当該名簿の記載に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで
② 昭和 37 年 11 月 20 日から 39 年 11 月 20 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 1 日から 39 年 11 月 20 日までの間、継続してA社に勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 33 年 8 月 1 日からA社に勤務したとしているが、同社の事業主によると、申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間の特定はできないとしている上、当時の事業主は亡くなっており、事業所も移転して当時の資料は残っていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立期間①にA社での被保険者記録を有する元同僚二人及び元従業員二人から聞き取り調査を行ったが、昭和 34 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失している元従業員によると、「申立人の記憶は無いので、私が退職した後に勤務したと思う。」としており、元同僚二人及び元従業員一人も、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、いつから勤務したのかは分からない。」としており、申立人の申立期間①に係る勤務期間及び勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人が入社した際に、既に勤務していたとする複数の元同僚には、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時、事業主はすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が

昭和 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となった際に 6 人が被保険者資格を取得し、次に 34 年 4 月 1 日に 3 人が同資格を取得していることが確認でき、同社において申立期間①の始期に当たる 33 年 8 月 1 日に同資格を取得している者は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 39 年 11 月 20 日まで A 社に勤務したとしているところ、申立人が記憶する元同僚によると、「私が昭和 38 年 2 月ごろに同社に勤務するようになった際には申立人は勤務していた。」としていることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の事業主によると、申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間の特定できないとしている上、当時の事業主は既に亡くなっており、事業所も移転して当時の資料は残っていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が記憶する元同僚 3 人から聞き取り調査を行ったが、3 人とも「申立人がいつまで勤務したのかは分からない。」としており、申立人の申立期間②に係る勤務期間及び勤務状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は昭和 38 年 10 月 15 日に全喪していることから、申立期間②のうち、38 年 10 月 16 日から 39 年 11 月 20 日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から同年9月30日まで
② 昭和32年4月1日から同年6月7日まで

私は、昭和21年6月から、同年9月末日に体調不良により退職するまで、A県（現在は、B行政機関に事務が移管されている。）のC事務所で勤務していた（申立期間①）。

また、昭和32年4月には、D社を設立した知人に頼み込んで同事業所に採用してもらい、同年6月にE社に転職するまで勤務した。D社では、「F社の下請けだから賃金は低いが、社会保険関係は完備しているので安心して働いてくれ。」と言われ、年金手帳も提出するように言われたことを覚えている（申立期間②）。

ところが、年金記録では、これら二つの事業所で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B行政機関の履歴照会回答書により、申立人が、当該期間においてA県C事務所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が当該事業所に勤務した前後の期間に、申立人と同じ職として当該事業所に勤務した職員二人についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実も確認できない。

なお、B行政機関によると、「申立人は、申立期間に雇用人の身分で県に採用され、給与も県から支払われていたものと思われる。」としているところ、県庁等の雇用人の共済制度への加入は、旧国家公務員共済組合法が適用された昭和24年10月1日以降である上、旧厚生年金保険法において申立期

間①当時、国及び県の事務所は適用除外とされている。

- 2 申立期間②については、申立人の義弟の証言から、申立人がD社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、同社の法人登記も確認できない。

また、申立人は、D社の事業主及び元同僚の氏名等を記憶していないため、同社の元従業員から当時の状況を確認できない上、同社の元請会社であるF社の元従業員8人に照会しても、D社に関する情報を得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から 46 年 10 月まで
② 昭和 46 年 10 月から 50 年 11 月まで

昭和 45 年 9 月から約 1 年は A 市の B 社に勤務し、46 年 10 月から 50 年 11 月まで C 市の B 社に勤務しました。途中、妻の出産に際し私の健康保険で出産手当金の請求をしています。調査の上年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立内容により、申立人が B 社 A 営業所(以下「A 営業所」という。)内において働いていたこととはうかがえる。

また、申立期間②については、B 社 C 営業所(以下「C 営業所」という。)の責任者が申立人を記憶していることから、C 営業所内において働いていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②について、B 社は、「当時は、各営業所の責任者とのみ雇用契約を結んでいたようだ。それ以外の者は委託契約であったと思う。申立人の人事記録は残っていないので、臨時雇用か短時間雇用だったのではないか。当社において厚生年金保険記録が確認できる当時の従業員は、雇用契約があった責任者のみであったと思われる。」と回答している。

また、C 営業所の元責任者の妻は、「当時の状況について、C 営業所は、この地域の基幹営業所で広範囲を管轄しており、同営業所に入ってきた仕事を、それぞれの地域で委託を受けた事業者の仕事に回し、営業をしていた。A 営業所の責任者も、その事業者の一人であり、A 地区の委託を受けていた。」と証言している。

なお、申立人は、申立期間中に生まれた申立人の二男に係る母子手帳に、「D

＊」の記載があるので、その番号の健康保険証を使用したと主張しているが、申立期間当時において社会保険事務所（当時）の健康保険記号が「D」である事業所は確認できない上、A市役所に照会したところ、「国民健康保険の番号ではないが、E出張所において、書類の受付時には、E出張所を意味する「F」に続いて整理番号を記入している。」としているところ、申立人から提出があった母子手帳（写し）の出生証明の欄にも、E出張所の印が押されていることが確認できることから、申立期間当時は国民健康保険に加入していた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、女学校卒業後の昭和 16 年 5 月 1 日から A 社に勤め、21 年 4 月 22 日に退職するまで継続して勤めていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 社に在籍していたことは推認できるものの、当該事業所は昭和 20 年 8 月 31 日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年 11 月 1 日に再び適用事業所となったため、当該事業所における申立期間の被保険者記録が無い。

また、当該事業所の元従業員 9 人に係る厚生年金保険被保険者台帳を調査したところ、いずれも申立人と同様に昭和 20 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失している上、「事業所廃止」と記録されており、そのうちの 3 人は、申立人と同様に同年 11 月 1 日に当該事業所において同資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、昭和 19 年 12 月 10 日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 26 日に同資格をいったん喪失し、同年 11 月 1 日に再度同資格を取得した後、平成 6 年 3 月まで在籍していた元従業員及び申立期間当時の当該事業所の社長の息子は、「A 社は終戦の日まで操業していたが、一時休業し、200 人ぐらいた従業員のうち 36 人が残った。申立期間当時は仕事が無かったため、鍋、釜、野菜等を作っていた。給料も少しはもらっていたが、厚生年金保険料が引かれていたかどうかは分からない。」旨証言していることから、当該事業所では、申立期間当時、操業を事実上中断したため、厚生年金保険の適用を受けていなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 1 月 20 日まで
A社を途中退職したことは無く、申立期間も継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 57 年 10 月 1 日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、58 年 1 月 20 日に再度同事業所において同資格を取得していることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 57 年 9 月 30 日に離職し、58 年 2 月 1 日に再度被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の記録とおおむね一致していることが確認できる。さらに、申立人は、57 年 10 月 7 日に求職の申込みを行い、58 年 1 月 18 日までの 66 日分の基本手当を受給していることが確認できる。このことについて、申立人は、申立期間当時、病気により休職していたと供述している上、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、57 年 10 月 1 日の資格喪失に伴い、健康保険継続療養証明書が交付されていることが確認できること等から、申立人が申立期間にA社で勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年9月6日まで

私は、高校を卒業後の昭和26年4月1日から27年9月5日までA社(現在は、B社)で継続して勤務していた。

A社は、男性中心の職場であったことから、当時、女性の従業員は私だけであった。

短い期間ではあったが、次にC社に転職するまでA社で勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険の加入記録が残っていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業主の氏名及びA社の業務内容の詳細を記憶していること、また、事業主の甥と結婚した元同級生の証言から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の新規適用日は申立期間の始期から6か月後の昭和26年10月1日であり、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が6人いることが確認できるが、同名簿に申立人の記録は確認できない上、整理番号に欠番等は無く、記録に不自然な点は見当たらないため、これらの記録から、申立人が申立期間において同社で厚生年金保険に加入していたことはうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立人が、申立期間直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したC社における被保険者期間については、同社を退職して半年後の昭和30年4月6日に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるが、A社で勤務していたとする申立期間については当該脱退手当金

の計算の基礎に含まれておらず、支給金額にも誤りが無いことから、支給決定当時において既に、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として認識されていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、申立期間当時の記録はすべて廃棄しており、当時の事情を知る従業員も存在しないとしていることから、申立期間当時の詳細な事情を確認し難い状況にある。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除された記憶や、健康保険に加入していた記憶は無いとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月ごろから38年12月28日まで
私の父が、A社に在職中の昭和37年4月9日に死亡した後、私は、同月に同社に入社した。私も妻も同社の健康保険証を使用して治療を受けていたので、厚生年金保険の記録もあるはずである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員カードにより、申立人は、昭和37年9月29日に同社に入社し、同社B支店C課に配属され、38年12月27日に退職したことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社において申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録を有することが確認できる元従業員5人に聴取したところ、いずれも「申立人が配属されていた同社のC課は、歩合給の職員が所属していた部署であるが、歩合給の職員は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している上、当該5人のうちの1人は、「申立期間よりも後に、歩合給の職員に対して、厚生年金保険に加入するよう勧誘があったことを覚えている。」と証言している。このことに関して、同社の現在の担当者は、「当時の歩合給の職員が厚生年金保険に加入したかどうかは不明であるが、加入手続をせずに給料から保険料を控除するとは考えられない。」としている。

また、申立人は、自身もその父親もA社の歩合給の職員であったと供述しているところ、上記の被保険者名簿を見ても、申立人及びその父親について、同社における被保険者記録を確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、自身もその妻もA社の健康保険証を使用して治療を受けて

いたと主張しているが、同社は申立期間当時、健康保険組合に加入していたことが確認できることから、申立人が使用していた健康保険証は同組合のものであったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。